奈良県告示第四百八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十一年二月六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

登録番号（奈良県）	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第四〇五号	蒸製骨粉	二一・〇蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇	公定規格のとおり	平成二十六年八月十一日	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の三
第六五二号	混合有機質肥料	混合有機質肥料一号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格のとおり	平成二十四年一月二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の三